

山口大学図書館資料収集方針

令和6年7月31日

図書館長裁定

(趣旨)

- 1 この方針は、山口大学図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料（以下「資料」という。）の収集について必要な事項を定める。

(基本方針)

- 2 図書館は、山口大学（以下「本学」という。）の理念に基づき、学習・教育・研究活動を支援することを目的として、次に掲げる事項に従って資料を収集するものとする。
 - (1) 本学の教育課程の編成を考慮して資料の収集を行う。
 - (2) 学生及び教員等の意向を十分に反映させる。
 - (3) 国際交流及び地域社会への貢献を考慮した収集に努める。

(収集資料の形態)

- 3 収集する資料の形態は、冊子体の図書及び逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料、その他図書館で収集する資料の形態として適当と認められるものとする。

(収集資料の種類)

- 4 収集する資料の種類は、以下のとおりとする。
 - (1) 専門資料
本学の学問分野を中心とした学習・教育・研究用の資料
 - (2) 一般教養資料
広範な教養の涵養に資する資料
 - (3) 参考資料
学習・教育・研究に必要な辞典、事典、年鑑、白書、統計、便覧、地図、書誌・目録等二次資料等
 - (4) 本学関係資料
本学が刊行する資料及び本学の沿革等に関する資料
 - (5) 地域資料
山口県及び周辺地域の歴史、文化、産業、統計等に関連する資料
 - (6) その他、図書館で収集する資料の種類として適当と認められるもの

(その他)

- 5 本方針に記載されていない事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この方針は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。